

原告団ニュース

2022年8月5日 第8号
女川原発再稼働差止訴訟原告団
電話：090-7932-4291(日野)
Fax：050-7554-1968
saikadouno@gmail.com

《核アレルギー》

今から50年前、広島の「原水爆禁止世界大会」に参加し、翌日は原爆資料館に行きました。資料館で展示物を見て身震いが出ました。原爆のすさまじさ、惨状がそこにありました。これが核兵器の恐ろしさかと脳裏に焼き付き、それ以来、核アレルギーになりました。福島原発事故後、浪江町に行きました。深閑とした死の街が、原発事故の恐ろしさを示しています。

《女川原発再稼働》

原子力規制委員会は女川原発2号機の再稼働を認めました。しかし、事故が起きた場合の避難は審査対象に入っていない。避難計画まで審査すべきです。これでは無責任です。

わたしが原告になった訳
(高橋昭義)

生命と生活を危険にさらさないために！

福島原発事故では国も県も電力会社も責任をとりません。しかも、裁判所まで国の責任を認めません。最近の株主訴訟の裁判で、やっと電力会社社員の賠償責任を認める判決が出ました。二度と原発事故を起



こさないためには、事故を起こした人々の責任追及が重要です。

《机上の避難計画》

2017年に、女川原発の過酷事故を想定し、「石巻地域広域避難計画」が出ました。私たち原告団は、示された計画に従って車で走ってみました。「鷹来の森」までは一本道で分かり易い。しかし、一本道では交通渋滞が必須。何万人もの人々が押しかけたらどうなるか。そこを幸運にも通過できたとして、次の避難先まで、また交通渋滞が予想される。避難先

にたどり着くのに何日かかるのか。果たしてたどり着けるのか。たどり着いたとしても、その先は難民として生きなければならぬ。あまりにも難題が多過ぎます。避難計画そのものが机上の空論です。

《命を守るために》
石巻市の防災計画では、事故が起きたら放射性物質放出中は屋内退避です。早く逃げたい市民の感情を無視して、「自宅にこもれ」と言うのです。これは「避難させない避難計画」で、棄民政

避難道路を整備しても避難できない！

原発事故時の避難道路整備で地質調査！

国土交通省東北地方整備局は、国道398号石巻バイパス(沢田工区5.8km)の現地測量と地質調査を8月から年末まで実施することを明らかにしました。

国道398号の道路冠水時の通行止めによる広域迂回の解消、救急医療活動支援、地域の水産業や観光振興支援を「整備効果」としています。

完成見通ししない「避難道路」整備！

「避難道路整備」は、東北電力女川原発2号機再稼働(2024年2月以降を計画)を前提としたものであることは明らかです。

女川町浦宿地区から石巻市真野地区間にトンネルを掘るといふもので、工区は軟弱地盤で高度な技術が求められる。総事業費240億

策です。国や県や市の計画に従っていたら避難できずに被曝量が多くなります。生命の危険が大きくなります。再稼働によって住民と地域を危険にさらす。それでも再稼働を強行しようとしている電力会社・国・地方自治体の無責任さに腹が立ちます。地域の人々の命と暮らしを危険にさらさないために、また、子や孫の未来を守るために、私は、裁判官の良心的な判決を期待して、原告団に加わりまし



(令和4年7月22日 記者発表資料より)

女川原発再稼働差止訴訟 第4回口頭弁論 9月21日(水) 11時～ 仙台地方裁判所101号

本訴訟の最大の山場の9月21日・第4回口頭弁論期日を目前にして

円、着工、完成は未定で、いつ「避難道路」として使えるのか見通しが全くたつていません。

道路整備しても避難できない！

実効性に欠ける「避難計画」の下、渋滞を認め、城島知事、石巻市長、女川町長らは、「この避難道路整備」に大いに

期待をしているようです。女川町民や牡鹿半島からの避難者が殺到し、二車線のトンネル内で渋滞や事故が起きたらどう対処するのか！

災害は、原発事故単発で起きるだけではない。地震、津波など複合災害時や豪雨時、夜間における避難など考慮されていない「避難計画」

では、いくら道路を整備しても避難できません。仮に「避難道路」までたどり着き、通り抜けることができたとしても、退城時検査所、受

付ステーションでの渋滞などで「避難所」までたどり着けず、被ばくを余儀なくされるのは必ずです。(日野)

女川原発再稼働差止訴訟原告団 団長 原 伸雄

「東北電力は、女川原発再稼働をするな」と仙台地方裁判所の判断を求めてきた私たちの裁判は、9月21日の第4回口頭弁論期日が近づき、いよいよ最大の山場に差し掛かっています。

東北電力、8月末までに反論書面を提出！

一方、被告の東北電力側は、この間、2号機において事故は起こらないとの前提で、我々の具体的な指摘は「些細なこと」と述べ、「審理するまでもなく直ちに却下すべき」と主張するのみで黙して語らずで通してきました。先法廷で裁判所に促される形で「8月末までに反論書面を出さ」と表明しました。この間の経緯からも一体何を言っているのか注目ではありません。

かであり、様々な推測があります。現段階では、裁判官の良心を信じて待つ以外ありません。

いまだに数万人の人々が故郷に戻れないでいる福島を繰り返さないために、原発の再稼働を止めなくてはなりません。そのためには、政治を変えるか、裁判に勝たなくてはなりません。

り、日本の現在の電力使用量の7倍以上あること、発電コストの点でも、原発は太陽光の4倍かかり、また原発優先政策こそが再生エネルギーの障害となつていいることも明らかであり、政治に求められるのはエネルギー政策の転換ですが、当面は期待できません。

こうして「国策として原発の再稼働」が推進される中であつて、これを止めるための、「避難計画の実効性の有無」を争点とした私たちの裁判の勝利の意義は、女川地域・宮城県に止まらず全国的にも、極めて大きなものがあります。

私たちは、昨年5月の提訴以来、国・県の指導の下に策定された石巻市の広域避難計画では、住民は被ばくせず避難することは到底不可能であることの立証のため、実地踏査や行政の計画策定過程の情報公開を元

に明らかにした書面を6月までに9回提出し、裁判所には行政機関への「調査嘱託」も求め一部採用されました。更にいま、追加立証のため新たに4本の書面を準備しています。

こうして、ようやく9月21日の口頭弁論は、原告と被告の双方の主張が揃う場となります。問題は、裁判所がこれを

01の潜在能力は、7兆5000億キロワット時あるが、日本の再生エネルギーの潜在能力は、7兆5000億キロワット時ある

全国に集まると、皆様の時間をとっていただきます。裁判報告をお伺いさせていただきます。(原告団事務局 日野正美) 【連絡先】原告団事務局 (090-7932-4291)

裁判支援カンパのお願い

【郵便振替口座】 02250-6-118564
口座名義：門閭 弘
※通信欄へ「再稼働差止訴訟カンパ」とご記入ください！

- 第4回口頭弁論期日
9月21日(水)
11時～仙台地裁101号
- 事前集会
10時～裁判所前三角公園
- 報告集会
12時～弁護士会館4階

※準備書面(第1～第9) 希望者は事務局まで